

## 第47回秋田市都市計画審議会議事要旨

開催の日時 平成31年2月15日(金) 午前10時から午前11時45分

開催の場所 秋田市役所 第3・第4委員会室

委員の定数 20人

出席委員 17人

議 事 議案第1号 秋田都市計画道路の変更(秋田県決定)  
3・3・4号 横山金足線  
3・4・12号 御所野追分線  
3・6・13号 大浜上新城線  
3・4・16号 秋田港北線  
3・3・56号 外旭川上新城線  
議案第2号 秋田都市計画道路の変更(秋田市決定)  
3・4・10号 飯島相染線  
3・4・33号 将軍野相染線  
議案第3号 秋田都市計画土地区画整理事業の変更(秋田市決定)  
茨島地区土地区画整理事業

審 議 日 程 1 開 会  
2 委員出席状況報告  
3 あいさつ  
4 公開・非公開の審議  
5 議事録署名委員の選出  
6 議 事  
7 その他  
8 閉 会

議事

会長

これより審議に入る。  
議案第1号および議案第2号の「秋田都市計画道路の変更」については、関連があるため、幹事から一括して説明をお願いする。

幹事

(議案第1号および議案第2号の内容を説明)

会長

幹事から説明のあった議案第1号および議案第2号に対して、何か質問、意見等あるか。

委員

新城川と国道7号および奥羽本線を横断する高架区間について、路肩幅員の縮小規定に基づき、通常1.5mの路肩幅員を今回の高架区間では1mで計画しているが、堆雪帯として十分な幅員は確保されているのか。

また、横山金足線西側にある神社については、地域住民に宗教的な関わりもあり、直接の地権者や該当者とはならないが、丁寧な対応が必要になると思われるがどうか。

幹事

高架部の橋梁区間の幅員については、道路の基準を定める道路構造令において、100m以上の橋梁区間は、路肩の縮小規定が適用されるため、路肩幅を1.5mから1mに縮小しているが、一次堆雪帯を考慮した幅員となっている。

大浜上新城線は、県で施工および管理を行うことになるが、除雪については、一般部および橋梁部ともに通常の除雪車両で行い、路肩への堆雪状況により車線に影響がでるような状況になれば、排雪などの対応を行うことになると思われる。

次に、神社の件についてであるが、当該神社は、新しい大浜上新城線と横山金足線との交差箇所付近にあり、現状、神社への出入りは県道久保秋田線が利用されている。

新ルートは、神社の南側を通り、県道久保秋田線とは立体交差となることから、神社への出入りは、現状と同じく県道久保秋田線の利用が可能であり、地域への影響はないものと考えている。

また、通常、事業着手の際には、秋田県において、神社の関係者を含めた近隣住民や関係権利者等を対象とする事業説明会を行うことから、そうした機会を通じて対応していくことになると思われる。

委員

大浜上新城線の新ルートでは、歩道の無い計画となっているが、歩行者のための路側帯が確保されているのでよいと考えている。

橋梁部についても同程度の幅員が確保できればいいが、基準どおりであるならば問題はない。

また新聞に掲載されていたが、秋田県の平成31年度予算に事業の実施に向けた調査費が計上されており、今後事業を実施する場合は、公安委員会に対し、速やかな協議をお願いする。

次に議案第2号の一部廃止の件についてであるが、秋田県渋滞対策推進協議会では、秋田市も含めた県内の主要渋滞箇所の渋滞緩和・解消に向けた検討が行われている。

交通規制課でも、渋滞緩和のため、交通の実態に合わせた交通管制を行っているが、交差点の容量が不足しており、管制だけの対応では限界にきている。

そのため集中している交通量の分散が必要であり、早期の街路網の完成が望まれるものの、今回の一部廃止は、こういった現状に逆行しているのではないか。

幹事

将軍野相染線の一部区間廃止については、一部区間を廃止した場合と廃止しない場合の将来交通量予測をしており、廃止に伴い、交通の分担を担う横山金足線の交通量が1日当たり1,000台程度増える推計結果がでている。

現状、横山金足線は4車線で供用しており、将軍野相染線付近の道路が、著しく渋滞している状況ではないことから、交通量の分担はできていると判断している。

会長

委員から意見のあった県決定の内容については、秋田市から秋田県に対し、意見として報告してもらうようお願いする。

委員

今回の道路計画が予定されている地域の農業従事者の方々は、農地の基盤整備をするため従来から計画に取り組んできたが、道路の計画が進展しないため、農地所有者の一部の方から同意を得られない状況が長く続いており、早期に事業が進むよう、県や市に要望が出されていると思われる。

そういった経緯もあり、農業委員会としても早期に事業が進むようお願いしたい。

幹事

大浜上新城線の変更案は、港と高速道路の物流の早期実現と大規模ほ場整備の予定箇所ということも考慮して、早期実現可能な

ルートを選定している。

また、県では、来年度から大浜上新城線の事業実施に向けた調整をしており、約10年間を目途に事業を行うということで伺っている。市に対しても要望書が提出されていることもあり、早期の事業実施にむけて県に働きかけをしていく。

会長

ほかに意見や質問はないか。

無いようなので議決に移りたいと思う。

議案第1号および議案第2号について、案に対して異議なしとしてよろしいか。

委員

異議なし。

会長

それでは、議案第1号および議案第2号について、案に対し異議がないことを答申する。

引き続き、議案第3号「秋田都市計画土地区画整理事業の変更」について、幹事から説明をお願いする。

幹事

(議案第3号の内容を説明)

会長

幹事から説明のあった議案第3号に対して、何か質問、意見等あるか。

委員

変更理由等を聞き、未施行区域の廃止には賛成だが、説明の中にあつた、区域内の一部課題とは具体的にどのようなものか。

幹事

未施行区域内には、一部、道路幅員が区画整理事業で基準となる6mよりも狭い幅員となる区域が残されている状況である。

ただし、そうした箇所は、区画整理の手法によらなくとも、通常の開発行為や市道の整備などで対応できると考えている。

道路の幅員が狭い箇所や、前回の審議会でお話があつた災害時の避難箇所など、多少不都合がある点もあるが、全体的にみて問題ないと考えている。

委員

今後の手続きのスライドに記載している、平成30年11月22日から12月6日に都市計画変更案の縦覧について、広報あきたに掲載予定と記載されているが、この広報あきたは掲載したのか。

幹事	スライドの記載ミスであり、広報あきたに掲載し、周知を図っている。
委員	それでは、地域の方々から概ね了解をいただけたということによろしいか。
幹事	説明会の際にも皆様方から意見をいただいたが、了解を得られたと理解している。
会長	ほかに意見や質問はないか。 無いようなので議決に移りたいと思う。 議案第3号について、案に対して異議なしとしてよろしいか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案第3号について、案に対し異議がないことを答申する。

これは、平成31年2月15日に開催された、第47回秋田市都市計画審議会の議事録である。